

平成26年11月
定例教育委員会会議
会議録

平成26年11月11日開催

会 議 録

開催日時	平成26年11月11日(火) 午後4時 開会 午後5時33分 閉会																														
場 所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一, 委員 中島 智子 委員 滝山 義之, 教育長 小池 語朗																													
	事務局	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林 和也</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹</td> <td>山川 俊巳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課長</td> <td>富山 剛</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	田澤 清一	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	林 和也			学校教育部次長	金子 圭一			学校教育部次長	片岡 晃恵			教職員担当課長	林上 敦裕			教育指導課主幹	山川 俊巳			学校保健課長	富山 剛		
	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部次長	森山 素子																											
学校教育部次長	林 和也																														
学校教育部次長	金子 圭一																														
学校教育部次長	片岡 晃恵																														
教職員担当課長	林上 敦裕																														
教育指導課主幹	山川 俊巳																														
学校保健課長	富山 剛																														
事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育政策課課長補佐</td> <td>松浦 宏樹</td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係主査</td> <td>櫛部 治彦</td> </tr> <tr> <td>同 教育政策係</td> <td>鎌田 和宏</td> </tr> </table>		教育政策課課長補佐	松浦 宏樹	同 教育政策係主査	櫛部 治彦	同 教育政策係	鎌田 和宏																							
教育政策課課長補佐	松浦 宏樹																														
同 教育政策係主査	櫛部 治彦																														
同 教育政策係	鎌田 和宏																														
傍 聴 者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号 旭川市学校教育基本計画改訂版(素案)に対する意見提出手続の実施について ・ 議案第2号 就学助成制度の見直し(素案)に対する意見提出手続の実施について ・ 議案第3号 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について ・ 報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)について ・ 報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・ 報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・ 報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年第3回定例会市議会の報告について (2) 小中連携, 一貫教育の推進について (3) 和解について (4) 東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る実施方針の公表について (5) 旭川市特別支援教育講演会の開催について 6 その他 																														

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年11月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、金谷委員、滝山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年10月定例教育委員会会議（平成26年10月9日開催）及び平成26年10月第1回臨時教育委員会会議（平成26年10月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年10月定例教育委員会会議及び平成26年10月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
片岡学校教育部長	<p>議案第1号「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明します。</p> <p>10月27日の教育委員協議会において、旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）について、教育委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ素案を作成しましたので、本日、議案として提出させていただき、御審議をいただきたいと考えております。</p> <p>旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）を御覧ください。</p> <p>教育委員協議会でいただいた御意見等を踏まえた主な追加・修正点について、説明させていただきます。</p> <p>なお、議案第1号資料「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）におけ</p>

る追加・修正案」に一覧で示しておりますので、合わせて御覧いただければと思います。

2ページを御覧ください。

中央教育審議会の「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」を新たに加えるとともに、見やすくなるよう再構成しております。今後、新たな動きがあった際には随時付け加えたいと考えております。

5ページを御覧ください。

成果目標1について、小中連携と地域との連携の内容を分けて記述するように表現を修正しております。

7ページを御覧ください。

基本施策1について、「地域連携」という文言を精査し、「学校・家庭・地域の連携の推進」に変更するとともに、「中学校区」を「中学校の通学区域」に文言を修正しております。

8ページを御覧ください。

今後の施策事業の3つ目「学校評価の充実」について、「コミュニティ・スクールの導入について調査研究をします。」と表現を修正しています。

12ページを御覧ください。

基本的な考え方の1つ目について、「知識・技能の定着を図るとともに」と表現を修正しています。

14ページを御覧ください。

今後の施策事業の1つ目について、文章の構成を変更しております。

19ページを御覧ください。

基本施策4の基本的な考え方の1つ目について、近年の社会状況等を踏まえ、「全国的に犯罪の凶悪化や低年齢化が問題となる中、」と文言を追加しております。

また、主な取組「道徳教育の充実」の今後の施策事業の1つ目について、表現を修正しております。

成果指標の数値についてでございますが、基本的に上1項目と2項目を合わせた数値を使うこととし、合わせて目標の数値も変更しております。

今後の予定でございますが、11月20日から1か月程度の間、パブリックコメントを実施し、市民からの意見等を踏まえて素案を修正した後、再度、教育委員協議会におきまして、教育委員の皆様から意見等をいただいた上で原案を作成し、最終的には1月の教育委員会会議で御審議をいただく予定となっております。

委員長 議案第1号「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。

中島委員 フォントの使い方については、前回の方が見やすいのではないかと思います。

片岡学校教育部長 前は全て丸ゴシック体を使われていましたが、新しい方は三種類のフォントが使われていて見にくいと感じました。

片岡学校教育部長 フォントを変えた理由については、「今後の施策事業」のところでは、より目が行くようにゴシック体を使っております。「これまでの成果と課題」は、全てを羅列しているのではなく主なものをポイントとして抽出していますので、これについては印象を強くしないようにという考え方で三つのフォントを使い分けています。

委員長 「今後の施策事業」については、強調するためにゴシック体を使っているということですね。その点についてはよろしいですか。

中島委員 フォントを変えた理由についてはよく分かりました。
それと、表紙の改訂年月日の行頭がそろっていないのでそろえた方がよいと思います。

片岡学校教育部長 はい。分かりました。
委員長 体裁については、基本的には良いけれども、そろえるべきところはそろ

		えてください。フォントについては、より見やすいように今の意見を取り入れるとあれば取り入れていただくということでよろしいですね。
片岡学校教育部長 中島委員		はい。分かりました。 前は、「はじめに」のところに「年月」を入れていましたが、今回それがなくなっているのはよいのですか。
片岡学校教育部長		これはパブリックコメント用に作成したものですので、「年月」と「旭川市教育委員会」の文言は入れておりません。パブリックコメントを受けて、最終的な案を作成する段階で、「年月」と「旭川市教育委員会」の文言を入れます。
中島委員		分かりました。 「施策の体系」の説明部分については、①、②、③の順番が前回から変更されて、すごく見やすかったです。 2ページの「教育に関わる国の動向等」については、先ほどの説明でもありましたが、時系列で整理されて分かりやすかったです。 全体的なグラフの数字が、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」が統合されて大きな数字になっていますが、平成30年の目標値が、65%であったり98%であったりする根拠はどこかに記載されているのですか。
教育長		「はじめに」のところで、「現状の割合が少ないことから、毎年0.5%ずつを減少させた割合にしました」と説明しています。
中島委員		分かりました。 資料1「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）の概要について」は、「何ページ参照」というのが追加されており、これはとても親切で分かりやすいと思いました。
教育長		私も随分と見ましたが、例えば、文体が過去形、過去完了形、現在形、現在進行形などばらついていたので、全体的に見直しをしたり、「これまでの成果と課題」については、あくまでも主なものを掲載しているということ注釈として記載をしたり、いくつか修正をしていますので、批判を浴びるような内容にはなっていないと思います。
委員長		前回の様々な意見を踏まえて、文体や表記の統一も図られて分かりやすくなっています。 他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	委員長	ありません。 それでは、議案第1号「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	委員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。
林学校教育部長		議案第2号「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明します。 本件につきましては、昨年度から制度全体の点検、見直しを進めてまいりましたが、素案がまとまりましたので、11月20日から12月22日までの間、市民の意見を募集することとし、提出された市民意見を踏まえ、最終案を来年1月の教育委員会会議にお諮りし、来年度から新たな制度で進めてまいりたいと考えております。 見直しの考え方につきましては、基本的には、昨年度学識経験者や公募市民などで構成した旭川市就学助成制度検討懇話会の報告に沿った内容でございまして、今年度更に他都市の状況なども踏まえながら取りまとめたものです。

見直し素案については、大きく二つあります。

議案第2号別冊資料の2ページを御覧ください。

一つ目は、認定要件についてでございます。網掛けの囲いのおりで、4点示しております。

(1)は、準要保護世帯の認定収入基準額でございます。国の生活保護基準の段階的引下げの影響を受けないように、現在の準要保護世帯の認定収入基準、世帯の家族数により定められている生活保護基準の1.2倍としているものを生活保護基準の段階的引下げに対応して、平成27年度は1.2倍を1.25倍に、平成28年度は更に1.28倍に引き上げ、現在認定を受けている児童生徒に影響が及ばないように改めようとするものであります。

(2)は、学生アルバイト収入については世帯収入に算入しない取扱いに改めようとするものであります。

(3)は、65歳以上の家族について、従来は世帯の人数に含める一方で、年金収入は世帯収入に含めないという考え方で対応しておりましたが、65歳以上の家族が世帯主である児童生徒の保護者の扶養に入っている場合を除き世帯人数には含めないという取扱いに改めようとするものであります。

(4)は、これまで、世帯収入に関係なく、例えば母子世帯で児童扶養手当を受給していればそれだけで認定していたものを基本的には世帯収入による認定に取扱いを改め、複雑であった認定要件について、8つあったものを4つに改めようとするものであります。

次に、助成内容についてでございます。

(1)の学用品費等につきましては、助成額の変更はございませんが、助成時期を従来は前期、後期の2回であったものを、助成時期を早めるとともに助成回数を3回にしたところでありまして、この取扱いについては既に今年度から実施しております。

(2)修学旅行費、(3)通学費、(4)宿泊研修費、海・山の学校費については、現行の運用を維持することで考えております。

(5)新入学用品費につきましては、旭川市就学助成制度検討懇話会の報告では、実際の必要経費を調査し、引き上げるべきという内容でございます。その調査を実施したところ、助成額を上回る金額という結果ではございましたが、道内主要市あるいは中核市の状況では、本市の現行の助成額と同様に、国の補助基準額を超えて支給している市がまだないこともございまして、当面現行の助成額としながら、今後の他都市の状況を見ながら引き続き検討していくということにしたものであります。

(6)体育実技用具費、(7)学校給食費については、現行の運用を維持することで考えております。

(8)PTA会費、生徒会費、クラブ活動費につきましては、これまで支給対象としておりませんでした。新たに助成対象に加えるものであります。

(9)医療費につきましては、歯科診療の部分で課題となっていた、むし歯治療に直接関わりのなかった予防衛生措置などについても対象範囲に加えるものであります。それから、助成期間につきましては、これまで5月からであったものを4月から対象とするものであります。

なお、これら助成費目の新設あるいは金額の拡大実施時期につきましては、財政状況を踏まえながら検討していくという内容でございます。

最後に、5ページ以降につきましては、就学助成制度の実施状況や現状の認定要件、助成内容、さらには昨年2月から4月までに募集いたしました現行制度に対する市民意見の内容などを掲載しているものでございます。

以上が見直しの主な内容でございます。

委員 長	議案第2号「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。
教育 長	認定要件についての（4）は、この記載で分かるのでしょうか。8つある認定要件のうち、「国民年金保険料の減免者」「国民健康保険料の減免者」「児童扶養手当の受給者」「生活福祉資金借受者」の4つは世帯総収入額基準にまとめるということですよ。
林学校教育部次長	はい。そうです。
教育 長	そうすると、他に4つの要件には何があるのかということが分かりづらいかもかもしれません。
林学校教育部次長	7ページには現行の認定要件を掲載していますが、このうちの③から⑥までの認定要件がなくなるというようなことを付記しておきたいと思えます。
委員 長	意見を提出する方が分かりやすくするという趣旨で考えてくださいということですね。
教育 長	私が一番気にしたのは、児童扶養手当を受給している世帯については、収入額基準ではなく、一人親世帯であれば受給できることになりまして、逆転現象が出てきてしまいます。それは生活困窮者に対する就学助成とは異にするのではないかと思いますので、それは収入基準による認定にまとめましょうという問題意識なのです。そこで論議が出てくるのではないかと思います。
中島委員	基本的な質問ですが、具体的な数字というのは入らないのでしょうか。「何々を限度とします」「国の基準を上回る額はありません」という書き方はありますが、実際には、中学校新入学生徒の必要経費の平均金額は男子で5万円近く、女子で5万5千円近く掛かっています。国は21,320円を補助基準額としていますが、実際の経費としては半分にも満たないですよ。旭川市としては、21,320円を上回らないけれどもいくらですという具体的な数字は入れなくてもよいのですか。
林学校教育部次長	8ページに現行の支給額を掲載しており、この金額を当面は維持していきたいということです。引き上げるべきということについては、いくら引き上げるのかということまでは現状では判断できません。必要経費の平均は5万円前後ですが、少ないところでは2万円台のところもあります。制服が一番高額ですので、制服がないところでは金額が低くなっています。
中島委員	10人が申請した場合、男女や学年も異なりますが申請をすれば一律同じ金額が支給されて、個別性はないのですか。
林学校教育部次長	個別性はありません。実際にいくら掛かったのかということまでは調べていません。
中島委員	分かりました。
委員 長	この見直しによって、基本的には助成内容が手厚くなるということですか。
林学校教育部次長	新設される費目もありますし、歯科診療については範囲が拡大されます。PTA会費や生徒会費も助成対象費目として新設します。
中島委員	PTAに加入されていない方はどうなるのですか。PTAの加入は任意でしたよね。
教育指導課主幹	加入は任意ですが、基本的には加入していただくようお願いしていると思えます。
教育 長	仮にPTAに加入されない場合は、助成することにはならないと思えます。
林学校教育部次長	基本的には、学校を通じて申請されますのでその時点で分かると思えます。
教育 長	4ページの下部に、なお書きがありますので、全て直ちに実施するとは記載しておりませんが、PTA会費については先行実施したいと考えています。

<p>委員長 林学校教育部次長 委員長</p>	<p>クラブ活動費というのは、いわゆる部活動を意味しているのですか。 はい。そうです。</p>
<p>金子学校教育部次長 林学校教育部次長</p>	<p>学校教育では、クラブ活動と部活動は厳密に言うと違います。クラブ活動は教育課程の中に位置付けられていますので、この表現は少し検討された方がよいかもしれないですね。昔は、全員加入しなければならないのが週に1回のクラブ活動で、任意で放課後に活動しているのが部活動です。現在も、クラブ活動はあるのですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>中学校では、クラブ活動はありません。 名称については、文部科学省の補助金の対象経費の名称に合わせています。 補助金の対象経費がそうであれば致し方ないですね。</p>
<p>林学校教育部次長</p>	<p>細かい部分ですが、パブリックコメントの市民の皆様へという文書ですが、文章の最後の段落が「このたび、これまでの経過を踏まえ」という表現になっていますが、通常の記事では「つきましては、これまでの経過を踏まえ」とするのが一般的な表現で、先ほどの学校教育基本計画のパブリックコメントの文書ではそのような文章になっていますので、形式的なことですが訂正しておいてください。</p>
<p>委員長 各委員長 委員長</p>	<p>はい。分かりました。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
<p>各委員長 委員長</p>	<p>それでは、議案第2号「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。</p>
<p>金子学校教育部次長</p>	<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」、説明願います。</p>
<p>金子学校教育部次長</p>	<p>議案第3号「平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」、説明します。</p>
<p>委員長</p>	<p>本件は、4月22日に実施しました平成26年度全国学力・学習状況調査結果の概要及び指導の改善策を別冊資料のとおりまとめましたので、学校及び市民に公表しようとするものであります。</p>
<p>委員長</p>	<p>はじめに、調査結果の分析と公表の考え方についてですが、別冊資料の1ページ、2ページを御覧ください。</p>
<p>委員長</p>	<p>御存知のとおり、今年度の調査から実施要領が変更となり市町村別の結果等の公表が可能となりましたことから、本市として調査結果の分析と公表の考え方を明らかにする必要があると考えまして「はじめに」の中に記述しております。</p>
<p>委員長</p>	<p>分析の方法としては、全国、全道との結果と比較するなど様々な方法が考えられるところですが、本市といたしましては、国立教育政策研究所で採っている方法を参考にいたしました。一定のカットポイントを設け、成果や課題を洗い出し、その上で改善策を明らかにする方法で、本市の児童生徒の学力・学習状況の実態をきめ細かく把握し、より適切な改善策を示すことができると考えました。</p>
<p>委員長</p>	<p>具体的には、1ページの下段にありますとおり、正答率が80%以上の設問は「成果」、60%未満の設問は「課題」、その間の設問は「おおむね達成」と位置付けております。</p>
<p>委員長</p>	<p>また、児童生徒に対する質問紙調査につきましても、同様の方法で分析をいたしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>具体的には、2ページにありますが、質問に対して「している」「どちらかといえばしている」など、肯定的な回答をした児童生徒の割合を算出</p>

しまして、80%以上及び60%未満というカッティングポイントを設け、それぞれの項目を肯定的な回答の割合が高い、中程度、低いと整理いたしました。

なお、この質問紙調査につきましては、本市において重点的な学力向上対策としております「授業改善」、「落ち着いた学習環境づくり」、「望ましい習慣づくり」の三つの対策と関連付け、それぞれの対策の取組状況と今後の課題を明らかにしようと努めております。

以上が分析と公表の考え方でございます。

引き続き、小学校の部を基に具体的な内容を御説明いたします。

3ページの国語Aを御覧ください。

国語Aの結果の概要でございますが、設問は全部で15問ありまして、そのうち「成果」に位置付けられる設問が4問、「おおむね達成」に位置付けられる設問が7問、「課題」に位置付けられる設問が4問という結果になっております。この結果に対しまして、その下に、指導の改善策を二つ例を示しております。

一つ目は、設問②一と二に課題がありましたことから、その設問の趣旨と誤答例を示し、それに対する改善策の例を上げております。改善策の例につきましては、確実に実施されるように今後の実践場面も明らかにしております。

二つ目も同様になっております。

以下、国語B、算数A、算数Bとありますが、基本的にはこのような構成で分析をしております。

次に、児童に対する質問紙調査についてです。

7ページを御覧ください。

この調査につきましては、三つの重点的な学力向上対策の取組状況を把握する資料とするために、肯定的な回答をした児童の割合が求められる62の質問項目について、三つのカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに分析をしております。その分類を行う際には、国立教育政策研究所の11分類を参考にいたしました。

授業改善の取組状況で見えてまいります。これに関わる質問項目は全部で39項目ございますが、その中で肯定的な回答の割合が高い質問項目が14項目、中程度が18項目、低いのが7項目でありました。この結果から、多くの子どもたちが国語や算数の勉強が大切だと思っており、授業の内容をよく理解している様子もうかがえる一方で、まとまった長さの文章を書いたり、自分の考えや意見を友達の前で発表したりすることについては、苦手意識を持っており、社会に対する興味・関心も高いとは言えない状況が見て取れます。また、国語や算数の勉強を好きだと思ふ児童ももっと多くしたいところです。

今後の授業改善では、こうした本市の児童の傾向を踏まえて更に取り組んでいくことが大切になってまいります。

以下、「落ち着いた学習環境づくりの取組状況」、「望ましい習慣づくりの取組状況」、三つのカテゴリーに該当しない質問項目については「その他」としております。

次に、中学校の部ですが、基本的には小学校の部と同じ構成にしておりますので御覧いただければと思います。

最後に、「おわり」を御覧ください。

各学校において、この資料に基づき児童生徒や保護者等に結果の公表と説明責任を果たしていくなど、個々の学校で取り組むべき点について記述しております。

以上のとおり、調査結果の概要と指導の改善策をまとめた本資料を公表しようと考えておりますので、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員 長	議案第3号「平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」、御意見、御質問等がありますか。
滝山 委員	この資料からすると、成績が良い子ども、課題がある子どもがいて、子どもに対するアンケートがあるのですよね。成績が良い子どもは、質問項目の中で何が低いのか、あるいは課題がある子どもは何が低いのかということを出した方が分かりやすいと思います。つまり、どういう勉強態度の子どもたちが成績が良くなっているのかということが分かった方が保護者にとっては参考になるのではないのでしょうか。この資料だと全体の数字を見ているだけであまり参考にならないのではないのでしょうか。
金子学校教育部長	そういった資料もありまして、昨年度までは掲載しておりましたが、今年度はこの三本の柱でまとめまして、学校の取組が改善できるようにこういった掲載をしましたが、今後そういった資料も付ける必要があるかと思えます。
教育 長	滝山委員がおっしゃるように、例えば生活習慣がしっかりしている子どもは点数も高いのかということなどは、この資料からは読み取れないですね。その部分をどうするのかということですが、それは学校別で取り組んでもらうという考えはあるのですよね。
金子学校教育部長	はい。
教育 長	この資料については、ホームページに掲載するということですね。
金子学校教育部長	はい。これまでもこの調査を実施しており、成績が良い子どもたちの生活習慣については、一定程度の傾向が出ておりますので、各学校においては把握できていると思いますが、次年度はこの資料に加えて、その資料を掲載していけば良いと思います。
教育 長	それから、例えば、3ページを見ると、結果の概要に「1-（1）」とありますが、それは設問の番号で、「1-」については「1-（3）」まであるということが、市民の方や保護者がこれを見たときに分かるのでしょうか。
金子学校教育部長	昨年度までは問題の説明を掲載しておりましたが、文字が多くなりすぎてしまいました。
教育 長	「2」の設問については、「2-1」、「2-2」があり、「3」、「4」、「5」、「7」、「8」についてはそれぞれ一問となっていると思いますが、市民や保護者が結果の概要の表を見たときに分かりやすいように工夫できないかということですか。
委員 長	この資料に問題は添付されないのですか。
金子学校教育部長	問題については、国立教育政策研究所のホームページに掲載されておりますので、そのホームページのアドレスを「はじめに」のところに掲載しております。
中島 委員	調査を実施したときには、問題用紙を持ち帰って来ていますか。
教育指導課主幹	問題用紙は終わったときに回収しています。
中島 委員	そうですね。家庭には問題用紙はないのですよね。それで忘れた頃に結果だけが来るのですよね。
金子学校教育部長	国語の問題については、著作権があるので掲載するのは難しいです。算数については、国立教育政策研究所のホームページにそのまま掲載されています。
中島 委員	ホームページを見ても国語については掲載されていないのですか。
金子学校教育部長	著作権が関わる国語の問題文については掲載されていません。そのため、昨年度まではどういう問題なのかということをお文章で説明しておりましたが、その説明を読んでもなかなか分かりづらかったです。特に算数の問題の説明文は長くなってしまうので、それであればホームページのアドレスを掲載し直接確認いただければと考えました。
	子どもたちに届く結果についても、どういう問題なのかという解説はついていても、どんな問題であったかまでは確認することができません。

中島委員 金子学校教育部次長	得点がグラフになっているものですよ。ね。 そうです。子どもがどの位置にあるのかが分かるようになっていきます。もちろん、学校の方ではこの資料を見ながら、学校の結果と本市の結果を比較対照しながら、本市の傾向と同じであれば、この改善策の指導場面を設けて、改善していこうというように活用していけば良いと考えています。また、質問紙調査で子どもの傾向がある程度把握できますので、今後学校でこういった取組をしていけば良いのか検討する上での資料にしてもらえればと思います。
教 育 長	例えば、正答率が80%以上の「 <u>1</u> 一(1)」というのは、どういう問題なのかということが読み取れないと分かりづらいですよ。先ほど説明されたように、ホームページを見れば分かるということであれば、それまでですが。
中島委員 教 育 長	だからといって、資料の中に文章で説明しても読まないですよ。ね。 そうですね。何か良い方法がないだろうかと思いました。ただ、このマトリックスを見ると、国語Aでは中間層の児童が多く、国語Bでは課題を持っている児童が多いということは読み取れますね。
委 員 長	詳しく読まれる方は、ホームページや新聞に掲載された問題を確認していただくということですね。取りあえず、改善を加えた上でこういう判断をしているということですので、この方法を実施して、御意見がまたあるかもしれませんので、それを次回に生かしていくということですね。
各 委 員 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。
各 委 員 員 長	それでは、議案第3号「平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第3号「平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」は、原案どおり決定します。
片岡学校教育部次長	次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。
委 員 員 長	平成26年10月1日付けから平成26年11月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。 主なものといたしましては、10月3日付けの事務補助臨時的任用職員の任用によるものとなっております。
各 委 員 員 長	報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。
各 委 員 員 長	それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員 員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
委 員 員 長	《 報 告 事 項 》 それでは、報告事項に入ります。 報告事項(1)「平成26年第3回定例市議会の報告について」、報告願います。

報告事項（１）「平成２６年第３回定例市議会の報告について」、報告します。

平成２６年第３回定例市議会は、平成２６年９月１６日から１０月１０日までを会期として、通算２５日間開催されました。

９月１６日開会の、その１週間前が招集告示となっており、告示から開会までの間に経済文教常任委員会が開催されまして、経済文教常任委員会からの質問答弁要旨をまとめたものが別冊の資料となっております。

資料の１ページから５７ページまでが学校教育部関係、５８ページ以降が社会教育部関係の質問答弁要旨をまとめております。

分量がありますので、ここでは質疑内容を中心に御報告させていただき、詳細につきましては御一読いただければと思います。

まず、学校教育部関係であります。１ページから２ページにかけて９月１２日の経済文教常任委員会の内容を記しております。

質問者は、日本共産党の石川委員でございまして、質問内容は、平成２６年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書ということで、前年度からの変化、あるいは今後の点検・評価の結果の生かし方について質問がありました。

次に、２ページから９ページにかけて一般質問の内容を記しております。

９月２４日から９月２６日までの３日間行われ、６人の質問者がおりました。順に申し上げますと、無所属の山城議員から、ＦＩＳスノーボード及びＩＰＣワールドカップ開催につきまして、旭川市民への呼びかけ方法、学校単位での応援の可能性等について質問がありました。無所属の久保議員からは、ＤＶ防止基本計画につきまして、若年層への予防対策ということで、１０代の実態、あるいは教職員向けの研修会の開催について質問がありました。日本共産党の小松議員からは、地方自治体の今日的役割についての市長の認識につきまして、市民生活と地域経済から求められているものという中で、就学援助制度の見直しのスケジュールについて質問がありました。また、財政出動における優先性につきまして、学校校舎など公共施設の整備について、改築が進まない理由等について質問がありました。自民・旭川会議の佐藤議員からは、中学校の歴史教育につきまして、従軍慰安婦あるいは南京大虐殺などの中学校歴史教科書の記述について質問がありました。また、全国学力・学習状況調査につきまして、その目的あるいは公表についての考え方、活用方法について質問がありました。公明党の室井議員からは、同じく全国学力・学習状況調査につきまして、自治体別の正答率の公表あるいはレーダーチャートの導入について質問がありました。自民連合の安田議員からは、発達障害児に対する支援につきまして、通級指導教室の増について質問がありました。

次に、９ページから１２ページにかけて９月２９日の１日間行われました大綱質疑の内容を記しております。

質問者は１人おりました、日本共産党の太田議員から、学校給食、食育、地産地消につきまして、東旭川学校給食共同調理所の整備計画、あるいは給食費納入確約書に対する撤回についての質問がありました。

次に、１２ページから５７ページにかけて、１０月２日から１０月６日までの３日間行われました決算審査特別委員会の中の総務経済文教分科会の内容を記しております。

質問者は９人おりました、順に申し上げますと、民主・市民連合の高橋委員からは、スクールカウンセラー、あるいは第６５回全国都市教育長協議会定期総会旭川大会開催負担金について質問がありました。自民・旭川会議の佐藤委員からは、むし歯予防対策事業、学校給食、食物アレルギーについて質問がありました。日本共産党の石川委員からは、学校給食費納入確約書、米粉新メニュー研究開発事業について質問がありました。自民連合の安田委員からは、学校給食費滞納対策、適応指導教室の関係ですが、

常磐館の利用状況について質問がありました。無所属の上村委員からは、学校図書館活性化事業、就学助成制度の見直しについて質問がありました。民主・市民連合の笠木委員からは、教育委員勉強会、平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について質問がありました。日本共産党の小松委員からは、学校給食費滞納対策について質問がありました。民主・市民連合の松田ひろし委員からは、情報教育設備整備費について質問がありました。無所属の藤澤委員からは、30人学級編制事業、学校トイレ洋式化、特別支援教育推進事業、学校図書館活性化事業、学校運営充実費のうち消耗印刷費、むし歯予防対策事業について質問がありました。

以上が学校教育部関連の部分であります。

次に、58ページ以降が社会教育部関係であります。

58ページから59ページにかけて経済文教常任委員会の内容を記しております。質問者は1人おまして、日本共産党の石川委員から、平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書につきまして、子育てサロンの評価内容について質問がありました。

次に、59ページから61ページにかけて、9月16日から9月18日までの3日間行われました補正予算等審査特別委員会の内容を記しております。質問者は2人おまして、無党派Gの金谷委員から、旧旭川偕行社大規模改修事業につきまして、工法の変更と工事の進捗状況について質問がありました。日本共産党の太田委員からは、市民文化会館管理委託の債務負担につきまして、その内容と文化芸術の拠点機能の発揮の可能性について質問がありました。

次に、61ページから63ページにかけて一般質問の内容を記しております。質問者は1人おまして、無所属の山城議員から、アイヌ語地名表示につきまして、アイヌ語地名審議の在り方、市民意見を反映したアイヌ語地名表示版設置場所の選定、人材を生かした今後の方向性について質問がありました。

次に、63ページから66ページにかけて決算審査特別委員会の中の総務経済文教分科会の内容を記しております。質問者は2人おまして、自民連合の安田委員からは、常磐館の利用状況、中央図書館のキッズルーム、旭川文学資料館について質問がありました。民主・市民連合の笠木委員からは、指定管理者制度の導入、平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書についての質問がありました。

最後に、決算審査特別委員会の総括質疑が10月8日に1日間行われましたが、教育委員会に関わる質問はありませんでした。

以上、第3回定例市議会に関わる質疑についての御報告とさせていただきます。

委員長 報告事項(1)「平成26年第3回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

学校教育部長 今後に尾を引きそうな問題はありませんか。

教育長 学校給食費の問題については色々な質疑がありましたが、一定の方向性を持ちながら見直しをしていくということで教育長が答弁しておりますので、その部分については今後特別に尾を引くことはないと思います。

委員 最終的には、教育委員会だけでなく学校給食費滞納対策本部という組織がありますので、その中で最終的な方法を確認していただいて新年度から対応することになります。

委員 他に御意見、御質問等がありますか。

委員 ありません。

委員 それでは、報告事項(1)「平成26年第3回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「小中連携、一貫教育の推進について」、報告願います。

片岡学校教育部長	<p>報告事項（２）「小中連携，一貫教育の推進について」，報告します。</p> <p>小中連携，一貫教育の推進につきましては，７月の定例教育委員会会議において，本取組を推進するために，「地域とともにある学校づくり実行委員会」を立ち上げ，本実行委員会において活動計画や事業予算等について承認いただいたことを報告したところでございます。</p> <p>その後の進捗状況として，１０月６日から１２日の日程で実施したフィンランドとの調査研究研修において，指導主事１名，市内２名，上川管内１名の参加教員が学校を中心に７施設を訪問し，フィンランドの教員との教育交流や教育内容，施設などの調査を行い，９年間を見通した教育活動，きめ細かな指導の充実，教育環境の充実などの視点で成果があったとの報告がありました。</p> <p>また，１０月３０日から３１日までの日程で，小中連携，一貫教育の先進地であります姫路市で行われた「第９回小中一貫教育全国サミットin姫路」への参加を通して調査研究をしたところでございます。</p> <p>「第９回小中一貫教育全国サミットin姫路」には，旭川市ＰＴＡ連合会，旭川市市民委員会連絡協議会から推薦を受けた本実行委員会委員にも参加いただくとともに，小中連携教育モデル校である神居小学校，神居中学校の教員と共に参加し，全市展開している小中一貫教育に関わる公開授業の参観や，全体会・分科会への参加を通して，小中一貫教育の考え方や取組について多くの成果がありました。</p> <p>今後，資料としてリーフレットを配付させていただきましたが，１１月２９日（土）に開催いたしますシンポジウムにおいて，フィンランド調査研究内容の発表や，小中連携一貫教育を担当しております文部科学省職員による講話，パネルディスカッションを実施してまいります。</p>
委員 長	<p>報告事項（２）「小中連携，一貫教育の推進について」，御意見，御質問等はありませんか。</p> <p>シンポジウムで講話をされる文部科学省職員の武藤さんは，以前北海道教育委員会にいた方ですか。</p>
教員 長	<p>はい。そうです。</p> <p>北海道に縁のある方ですね。</p>
各委員 長	<p>他に御意見，御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p>
金子学校教育部長	<p>それでは，報告事項（２）「小中連携，一貫教育の推進について」は，報告を受けたこととします。</p> <p>次に，報告事項（３）「和解について」，報告願います。</p> <p>報告事項（３）「和解について」，報告します。</p> <p>平成２６年９月第１回臨時教育委員会会議において和解案について御審議いただきました，旭川地方裁判所平成２６年（ワ）第５２号損害賠償請求事件につきまして，先月２８日に和解が成立いたしましたので御報告いたします。</p>
委員 長	<p>報告事項（３）「和解について」，御意見，御質問等はありませんか。</p>
各委員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（３）「和解について」は，報告を受けたこととします。</p>
学校保健課長	<p>次に，報告事項（４）「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る実施方針の公表について」，報告願います。</p> <p>報告事項（４）「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る実施方針の公表について」，報告します。</p>

本日配付いたしました差替え資料を御覧ください。

この実施方針につきまして、東旭川学校給食共同調理所改築計画を設計と建設を一体的に発注を行うDB、デザインビルド方式により平成29年8月から供用開始予定で事業を進めておりますので、一体発注の事業者を募集する際に必要とされる発注仕様書となる要求水準書の概要版として改築事業内容や業者の参加資格に関する事項を事前に公表するものでございます。

実施方針の公表につきましては、来年4月に予定しております入札公告説明書であります要求水準書の公表に先立ちまして、事業目的、基本方針、スケジュールなど設計・施工に関わる概要や必要な事業実施範囲、業者募集、参加資格条件、市の水準など具体的に示すことで、受注を検討している事業者JV、いわゆる共同企業体による事業参入のための検討準備をしていただくために行うものでございます。

なお、実施方針の公表につきましては、11月中旬に予定をしておりますが、関連部局に合議中でありまして、本日配付いたしました内容につきましては調製させていただくことがあることを御理解いただきたいと思います。

今後のスケジュールにつきましては、来年4月に東旭川学校給食共同調理所改築事業実施に関する入札説明書となる要求水準書を公表いたしまして、総合評価により提案内容などの審査を行い、来年10月までに落札者を決定し、市議会で議決をいただき契約を締結し、平成28年春頃から建設施工工事を開始する予定であります。

委員長 報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る実施方針の公表について」、御意見、御質問等がありますか。

教育長 実施方針に関する質問・意見の受付期間については、この期間で足りるのですか。

学校保健課長 はい。大丈夫です。全国的にもほぼこの期間で実施されています。

教育長 分かりました。

学校保健課長 当初は3日間で考えておりましたが、短すぎるということで部長等からも指摘がありましたので期間を延ばしました。

教育長 参加グループが決まった上で、質問や意見が出てくるのではないかと思います。実施方針が公表されればすぐに参加グループが立ち上がるのだろうかと思いました。

学校保健課長 JVや代表企業に参加する意思を表明いただきたいという意味で、こういった事業を予定しているということとを来年4月に公表する要求水準書と一緒に公表すればよいのですが、その前段作業として概要版として公表し、準備をしてくださいということで出しますので、これは完璧なものではありません。意見や質問を受けて、確認をしながら、来年4月の要求水準書公表までに整理するように調整していきたいと思っております。

教育長 基本的には来年4月15日予定の入札公告を一つの目安として考えるということですね。

学校保健課長 はい。そうです。

教育長 分かりました。

委員長 他に御意見、御質問等がありますか。

各委員長 ありません。

委員長 それでは、報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係る実施方針の公表について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(5)「旭川市特別支援教育講演会の開催について」、報告願います。

林学校教育部次長 報告事項(5)「旭川市特別支援教育講演会の開催について」、報告します。

11月29日(土)午前10時15分から、大雪クリスタルホールを会

委員	長	<p>場といたしまして旭川市特別支援教育講演会を開催いたします。</p> <p>今回の講演会につきましては、先般、道立高等養護学校が平成28年度に本市へ設置されることが事実上決定したことから、全国初の職業学科を設置した知的障害高等養護学校で、卒業後の就職等に優れた実績がある北広島市の北海道白樺高等養護学校の藤根校長先生に御講演をいただきます。</p> <p>先ほど報告されました、地域とともにある学校づくりシンポジウムと同日、同会場の午前中に開催いたしますので、御都合がございましたら御参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>報告事項(5)「旭川市特別支援教育講演会の開催について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「旭川市特別支援教育講演会の開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
《 そ の 他 》		<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
各委員	長	<p>《 秘 密 会 》</p>
事務局職員	職員	
委員	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>